



公益社団法人

日本理学療法士協会

Japanese Physical Therapy Association

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた 経緯と制度的整理

これまでの取り組み

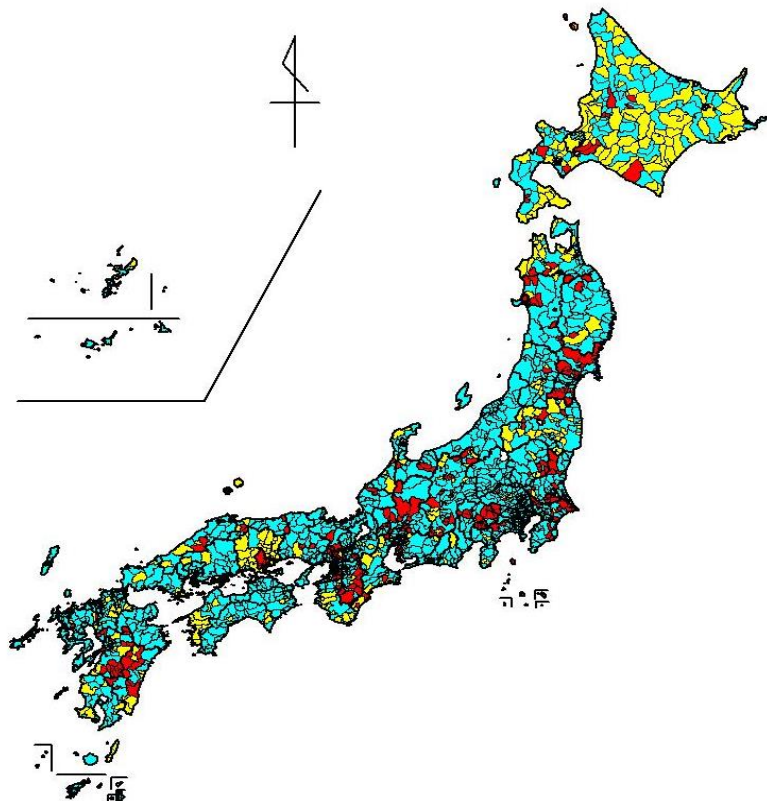
- 平成26年11月13日 総合企画会議（第1回地域包括ケアシステム対策検討会）
- 平成26年1月11日 地域包括ケアに関する日本理学療法士協会役員講習会
- 平成26年2月23日 各県の理学療法士会地域包括ケアシステム担当者研修会
※各県アクションプランの提出依頼 5月末完成
- 平成26年8月9日 理学療法士協会、作業療法士協会、言語聴覚士協会合同介護予防研修会
- 平成26年10月18日 各県の理学療法士会地域包括ケアシステム担当者研修会
- 平成27年1月14日 平成27年度アクションプラン作成依頼
- 平成27年4月12日 理学療法士協会、作業療法士協会、言語聴覚士協会合同介護予防研修会
- 平成28年3月21日 理学療法士協会、作業療法士協会、言語聴覚士協会合同都道府県士会長会議
- 令和元年12月23日 厚生労働大臣へ要望
「事業の企画・調整、通いの場等への関与を行う医療専門職に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が含まれていることの明記を」
加藤勝信厚生労働大臣
「今回の事業は何ともできない。**法律（業法）上の規定**により異なる。もし本気で参入するならそのあたりから検討する必要がある。」

一般介護予防事業等で活動している全国の理学療法士の実績

○ 介護予防事業への理学療法士の参画は、2018年度調査では1,198 市区町村、2019年度調査では1,318 市区町村で、**120 市区町村増加**している。

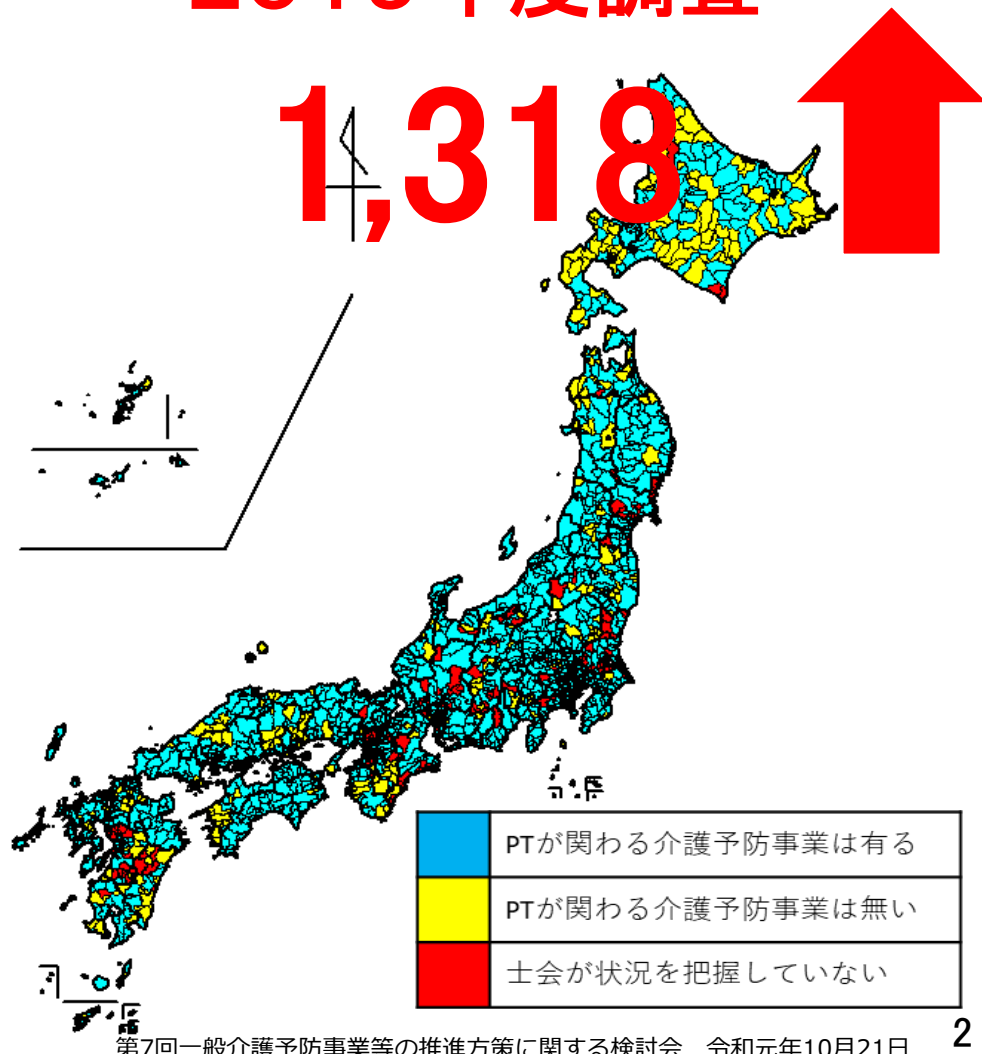
2018年度調査

1,198



2019年度調査

1,318



市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について（イメージ図）

市町村が一体的に実施

④多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療サービスに接続。

国保中央会・国保連が分析マニュアル作成・市町村職員への研修等を実施

医療・介護データ解析

- ②高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
- ③地域の健康課題を整理・分析



①事業全体のコーディネーターやデータ分析・通いの場への積極的関与等を行うため、市町村が、地域に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の医療専門職を配置

経費は広域連合が交付（保険料財源＋特別調整交付金）

介護予防の事業等

保健事業

高齢者
※フレイルのおそれのある高齢者全体を支援

疾病予防・重症化予防

⑤国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続

⑥社会参加を含むフレイル対策を視野に入れた取組へ

⑦医療専門職が、通いの場等にも積極的に関与

⑩市民自らが支え手となって、積極的に参画する機会の充実

生活機能の改善

⑨民間機関の連携等、通いの場の大幅な拡充や、個人のインセンティブとなるポイント制度等を活用

かかりつけ医等

⑧通いの場への参加勧奨や、事業内容全体等への助言を実施

⑪通いの場に、保健医療の視点からの支援が積極的に加わることで、
・通いの場や住民主体の支援の場で、専門職による健康相談等を受けられる。
・ショッピングセンターなどの生活拠点等を含め、日常的に健康づくりを意識できる魅力的な取組に参加できる。
・フレイル状態にある者等を、適切に医療サービスに接続。

保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ)

退職等

75歳

医療
保険

被用者保険の保健事業 (健保組合、協会けんぽ)

- 特定健診、特定保健指導
- 任意で、人間ドック
- 重症化予防(糖尿病対策等)
保険者により、糖尿病性腎症の患者等に対して、医療機関と連携した受診勧奨・保健指導等の実施。
- 健康経営の取組
 - ・ 保険者と事業主が連携した受動喫煙対策や職場の動線を利用した健康づくりの実施。
 - ・ 加入者の健康状態や医療費等を見える化した健康スコアリングレポート等の活用。

国民健康保険の 保健事業(市町村)

- 特定健診、特定保健指導
- 任意で、人間ドック
- 重症化予防(糖尿病対策等)
保険者により、糖尿病性腎症の患者等に対して、医療機関と連携した受診勧奨・保健指導等の実施。
- 市町村独自の健康増進事業等と連携した取組

後期高齢者広域連合の 保健事業 (広域連合。市町村に委託・補助)

- 健康診査のみの実施がほとんど
- 一部、重症化予防に向けた個別指導等も実施

国と後期高齢者の
保健事業の接続の必要性
(現状は、75歳で断絶)

フレイル状態に着目した
疾病予防の取組の必要性
(運動、口腔、栄養、社会参加
等のアプローチ)

保健事業と介護予防の
一体的な実施(データ分析、
事業のコーディネート等)

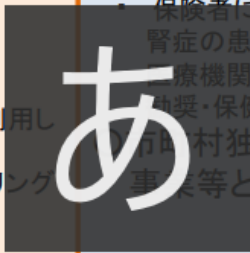
65歳

介護
保険

介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業等(市町村)

- 一般介護予防事業(住民主体の通いの場)
- 介護予防・生活支援サービス事業
訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス(配食等)、生活予防支援事業(ケアマネジメント)

→保健事業との連携による支援メニューの充実の必要性



本事業プログラム検討のための実務者検討班による事例提示

<事例：地域の医師会・歯科医師会も巻き込んだ検討会議での検討（長野県佐久市）>

長野県佐久市では、高齢者の健康課題を複合的に把握し、それに応じた支援を実施するため、月1回、保健師、**理学療法士**、管理栄養士、歯科衛生士が高齢者を個別訪問する支援を行いました。多職種による訪問を実現するに当たり、健康・介護・高齢福祉の3部門の課が連携し、医師会・歯科医師会も参画した検討会議を通じて地域全体のフレイル対策を検討し、それぞれの専門に応じたアセスメント結果を複合的に把握し必要な支援につなぐ体制を構築しました。

<事例：他職種訪問による健康課題の把握と支援の実施（長野県佐久市）>

長野県佐久市では、地域の健康状態不明者に対し、保健師が訪問し、高齢者の健康課題を把握するための全般的なアセスメントを実施した後、それぞれの高齢者が抱える課題に応じて各種専門職（保健師・管理栄養士・**理学療法士**・歯科衛生士）が訪問し、助言、指導を行っています。

<事例：市民ヘルスマーケティングの開催（千葉県船橋市）>

千葉県船橋市では、地区コミュニティの集いの場に、地区分析結果を提供し、地区の良かった項目や改善が必要な項目等の地域の特徴を市民と共有しています。保健師・管理栄養士に加え、歯科衛生士、**理学療法士**等も参加し、高齢者からのフレイル予防に関する情報提供も行うほか、個別の相談も受けています。

令和元年9月 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム検討のための実務者検討班：
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム検討のための実務者検討班報告書（抜粋）

保険局からの事務連絡・Q&A その1

- 令和2年度以降「一体的実施」を推進するための特別調整交付金交付基準として考えられる案
(令和元年10月25日付厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡) 抜粋

第2 対象事業

- ・ 市町村において、KDBシステムを活用し医療レセプト・健診（後期高齢者の質問票の回答を含む。）・介護レセプトのデータ等の分析を行い、一体的実施の事業対象者の抽出、地域の健康課題の把握、事業の企画・調整・分析・評価等を行う**保健師等の医療専門職※1**（当該業務の一部を他の職員等と分担して実施しても差し支えない。）
 - ・ 市町村内の各地域（日常生活圏域（介護保険法第117条第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域をいう。以下、この基準において同じ。））において、通いの場等への積極的な関与や個別訪問等の支援を行う**医療専門職（保健師、管理栄養士、歯科衛生士等）※2**
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業についてのQ&A
(令和元年10月29日付厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡) 抜粋

【医療専門職の配置⑤】

(問9)

- ② 企画・調整等を担当する医療専門職は「保健師等」、地域を担当する医療専門職は「保健師、管理栄養士、歯科衛生士等」とあるが、この他にどのような医療専門職を想定しているのかご教示いただきたい。

(答)

- ② 特別調整交付金の対象となる医療専門職について、基本的には、企画・調整等を担当する**医療専門職※1**は「**保健師**」、地域を担当する**医療専門職※2**は「**保健師、管理栄養士、歯科衛生士**」を考えている。

保険局からの事務連絡・Q&A その2

○ 保健事業と介護予防の一体的な実施に関する意見書の回答について

(令和元年11月25日付厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡) 抜粋

(問)

特別調整交付金の対象となる地域を担当する医療専門職については、職種を限定されているが、ガイドラインにはフレイルの予防方法として、「運動」の記載があるため、理学療法士や作業療法士等の医療専門職についても交付対象とすべきである。また、国民健康保険制度保健事業との適切な接続を行うため、糖尿病性腎症重症化予防等の保健事業に従事している看護師等の医療専門職についても特別調整交付金の対象としていただきたい。

(答)

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施は、後期高齢者医療広域連合の保険料等を財源とする保健事業と介護保険に地域支援事業を組み合わせる効果的に実施するものである。リハ職の通いの場等における関与もフレイル対策の面から、有意義な事業であり、市町村において効果的な取組を進めていただきたい。ただし、その派遣等に必要な費用については、介護保険の一般介護予防事業（地域リハビリテーション活動支援事業等）の対象となっており、地域支援事業交付金による助成を活用していただきたい。

なお、医療専門職による支援に当たっては、健診結果等を活用した保健指導、かかりつけ医と連携した疾病管理や重症化予防、運動、栄養、口腔等のフレイル予防などの健康教育、健康相談、適切な受診勧奨等、総合的な取組を検討していただきたい。

また、医師、歯科医師、看護師及び薬剤師については、地域を担当する医療専門職として糖尿病性腎症重症化予防等の保健事業に従事している場合には、特別調整交付金の対象とする方向で検討したい。

健康寿命延伸プラン工程表

II. 健康寿命延伸のための取組

【主要事項】

3. 介護予防・フレイル対策、認知症予防

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施【2024年度までに全市区町村で展開】

高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえ、保健事業と介護予防を効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村における、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する。

取組事項	実施年度				進捗管理指標	
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度～2025年度	実施指標 (アウトプット)	成果指標 (アウトカム)
3 介護予防・フレイル対策、認知症予防 i 保険者に対するインセンティブ措置の強化等により、①身近な場所で高齢者が定期的に集い、身体を動かす場等の大幅な拡充、②あわせて、高齢者の保健事業（フレイル対策等）と介護予防の市町村における一体的な実施を推進						
介護予防として、「通いの場」を大幅に拡充していくため、介護保険制度の保険者機能強化推進交付金を活用する。	介護予防の取組を更に推進していくため、介護保険制度の保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を活用				○介護予防に資する通いの場への参加率【2020年度末までに6%】	-
高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえ、保健事業と介護予防を効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村における、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する。	2020年度からの本格展開に向け、高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防の市町村における先行的な取組を支援	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療制度の特別調整交付金の活用により、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を本格的に展開 安定的な事業展開となるまでの間、先進事例について支援 高齢者に対して、専門的知見・市民自ら積極的に参画したくなる取組による予防サービスが継続して提供されるよう、後期高齢者の保健事業と国民健康保険の保健事業・介護の地域支援事業の一体的実施を推進 			○2024年度までに全ての市区町村において一体的な実施を展開	○平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
	2020年度からの本格展開に向け、市町村の先行的な取組を整理したガイドラインを国が取りまとめて提示					

(参 考)

医療専門職の業務範囲・職能について

理学療法士及び作業療法士法

第二条 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マツサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

2 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。

3 この法律で「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、**理学療法を行なうことを業とする者**をいう。

4 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、**作業療法を行なうことを業とする者**をいう。

言語聴覚士法

第二条 この法律で「言語聴覚士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、**言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者**をいう。

保助看法

第二条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、**保健指導に従事することを業とする者**をいう。

栄養士法

第一条 この法律で栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

○2 この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、**個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導**並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導**等を行うことを業とする者**をいう。

歯科衛生士法

第二条 この法律において「歯科衛生士」とは、～（略）～

3 歯科衛生士は、前二項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、**歯科保健指導をなすことを業とすることができる。**

健康増進事業に係る法律・局長通知

○ 健康増進法

(平成十四年法律第百三号) 抜粋

第十七条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

○ 健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について

(平成20年3月31日付健発第0331026号) 抜粋

第2 健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業

1 種類

健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業は、次のとおりとする。

(1) 健康手帳の交付 (2) 健康教育 (3) 健康相談 **(4) 機能訓練 (5) 訪問指導**

5 **機能訓練**

(6) 実施方法

① 訓練実施者

医師及び医師の指導のもとに**理学療法士、作業療法士、言語聴覚士**、保健師、看護師等**が実施**する

6 **訪問指導**

(3) 訪問担当者

訪問**担当者は**保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、**理学療法士、作業療法士**等とする。